



2020年農林業センサス集計結果

統計解析No. 128

1 はじめに

農林水産省所管の2020年農林業センサスの京都市に係る集計結果について紹介します。この調査は、農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにすることを目的として5年ごとに2月1日を基準に実施されています。

なお本稿では、現在の京都市域での時系列比較ができるよう、統計表内の平成17(2005)年の数値については、旧北桑田郡京北町(現在の右京区の一部)の値を含めています。

また、各用語の定義については、文末の「用語解説」を参照願います。

2 結果の概要

経営体数の減少が続く

令和2年2月1日現在における京都市の農林業経営体は1,611経営体で、前回の2015年農林業センサス(平成27年調査。以下「前回調査」という。)と比較すると728経営体の減少(△31.1%)となりました。(表-1参照)

組織形態別に見ると、農業では個人経営体が著しく減少する一方、団体経営体は増加しました。

また、林業では、団体経営体、個人経営体のいずれも大幅に減少しました。

表-1 組織形態別農林業経営体、農業経営体及び林業経営体数

(単位 経営体)

年次	総数	組織形態別		
		団体経営体	法人経営体	個人経営体
農林業経営体				
平成17(2005)年	3,317	166	72	3,151
22(2010)年	2,998	137	69	2,861
27(2015)年	2,339	85	57	2,254
令和2(2020)年	1,611	66	47	1,545
うち農業経営体				
平成17(2005)年	2,833	36	24	2,797
22(2010)年	2,585	34	27	2,551
27(2015)年	2,110	29	20	2,081
令和2(2020)年	1,498	35	29	1,463
うち林業経営体				
平成17(2005)年	786	...	49	...
22(2010)年	743	107	44	636
27(2015)年	397	60	38	337
令和2(2020)年	180	32	18	148

注) 農林業経営体は、農業と林業の両方に該当する経営体もあるため、農業経営体と林業経営体の合計は農林業経営体総数と一致しない。

3 農業経営体

(1) 農業経営体数及び経営耕地面積

経営の大規模化が進む

農業経営体数を経営耕地面積規模別にみると、前回調査と比べ、いずれの経営耕地面積規模でも減少し、特に1.0ヘクタール未満の経営体は大幅に減少しました。

平成17年以降の推移をみると、農業経営体数及び経営耕地面積は減少が続いていますが、農業経営体数の減少割合に対して、経営耕地面積の縮小割合の方が緩やかとなっています。その結果、1農業経営体当たりの経営耕地面積は拡大し続けています。(表-2、図-1参照)

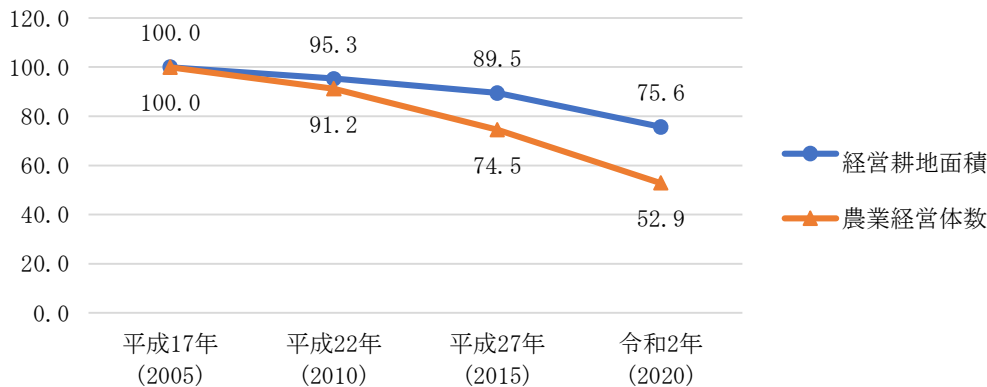
表-2 経営耕地面積規模別農業経営体数

(単位 経営体)

年次	総数	経営耕地面積規模別						経営耕地面積 (ha)	1農業経営体当たりの経営耕地面積 (a)
		0.5ha未満 ^{a)}	0.5~1.0ha未満	1.0~2.0ha未満	2.0~3.0ha未満	3.0~5.0ha未満	5.0ha以上		
平成17(2005)年	2,833	1,155	1,160	428	60	19	11	2,073	73.2
22(2010)年	2,585	1,027	1,036	421	65	20	16	1,976	76.4
27(2015)年	2,110	794	824	373	67	26	26	1,855	87.9
令和2(2020)年	1,498	548	570	280	52	24	24	1,568	104.7

a) 「0.5ha未満」には「経営耕地なし」の経営体を含む。

図-1 経営耕地面積及び農業経営体数の推移 (平成17年=100.0)



上述のように、農業経営体数や経営耕地面積は減少が進んでいますが、一方、農林水産省が推計した本市の農業産出額は近年ほぼ横ばいが続いています。

(表-3参照)

表-3 農業産出額(推計)の推移

(単位 1,000万円)

年次	農業産出額			
	総額	米	野菜	その他
平成26(2014)年	884	114	697	73
27(2015)年	960	118	756	86
28(2016)年	977	130	756	91
29(2017)年	993	131	768	94
30(2018)年	882	127	666	89
令和元(2019)年	933	129	720	84

出典：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

(2) 経営耕地の状況

前回調査に比べて、田の面積は減少、樹園地の面積は拡大

経営耕地の内訳をみると、田が総耕地面積の約7割を占めています。前回調査との比較では、田の面積は約310ヘクタール縮小(△22.4%)、樹園地は約25ヘクタール拡大(26.0%)しています。(表-4, 図-2 参照)

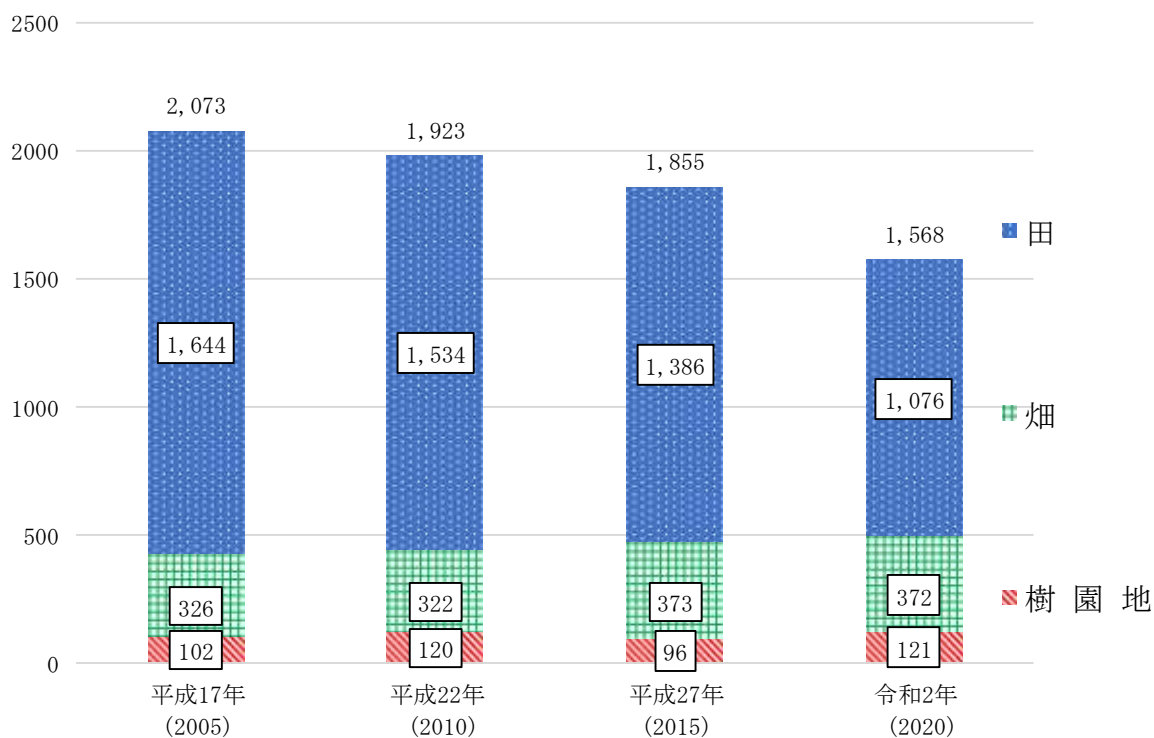
表-4 経営耕地面積の推移

(単位 経営耕地面積=ha, 増減率=%)

		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
経営耕地面積	総面積	2,073	1,976	1,855	1,568
	田	1,644	1,534	1,386	1,076
	畑	326	322	373	372
	樹園地	102	120	96	121
増減率 (前回比)	総面積	…	△ 4.7	△ 6.1	△ 15.5
	田	…	△ 6.7	△ 9.6	△ 22.4
	畑	…	△ 1.2	15.8	△ 0.3
	樹園地	…	17.6	△ 20.0	26.0

図-2 経営耕地面積の推移

(単位 ha)



(3) 農産物販売金額規模別の状況

農産物販売金額 50 万円未満の経営体数が最も多い

農産物販売金額規模別に経営体数をみると、前回調査と比べ 3,000 万円以上の経営体は増加しましたが、その他の規模では減少しています。(表-5, 図-3 参照)

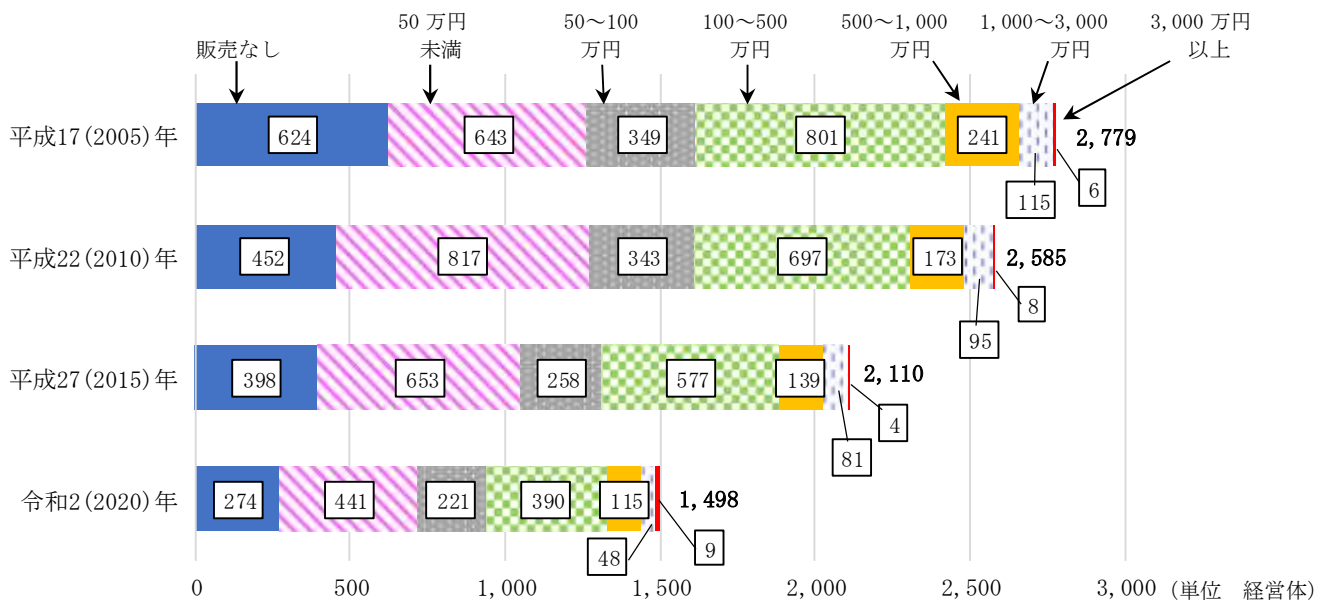
表-5 農産物販売金額規模別経営体数の推移

(単位 経営体)

年次	総数	販売なし	50万円未満	50~100万円未満	100~500万円未満	500~1000万円未満	1000~3000万円未満	3000万円以上
平成17(2005)年	2,779	624	643	349	801	241	115	6
平成22(2010)年	2,585	452	817	343	697	173	95	8
平成27(2015)年	2,110	398	653	258	577	139	81	4
令和2(2020)年	1,498	274	441	221	390	115	48	9

注) 平成 17(2005)年は販売農家の農家数である。

図-3 農産物販売金額規模別経営体数の構成比



(4) 農家

自給的農家, 販売農家ともに減少

総農家数は 2,800 戸となり、前回調査と比べると 887 戸の減少(△24.1%)となりました。内訳を見ると、販売農家が 611 戸の減少(△29.6%)、自給的農家が 276 戸の減少(△17.0%)となりました。(表-6 参照)

表-6 販売農家, 自給的農家数の推移

(単位 戸)

年次	総数	販売農家	自給的農家
平成17(2005)年	4,514	2,779	1,735
22(2010)年	4,299	2,525	1,774
27(2015)年	3,687	2,065	1,622
令和2(2020)年	2,800	1,454	1,346

4 林業経営体

1 経営体当たりの保有山林面積が大幅に増加

林業経営体数は前回調査から大幅に減少(△217 経営体, △54.7%)しましたが, 林業経営体の保有する山林面積は前回調査とほぼ同一(△240 ヘクタール, △1.4%)でした。

その結果, 1 林業経営体当たりの保有山林面積は前回調査から拡大しました。(表-7, 表-8, 図-4 参照)

表-7 保有山林面積規模別林業経営体数

(単位 経営体)

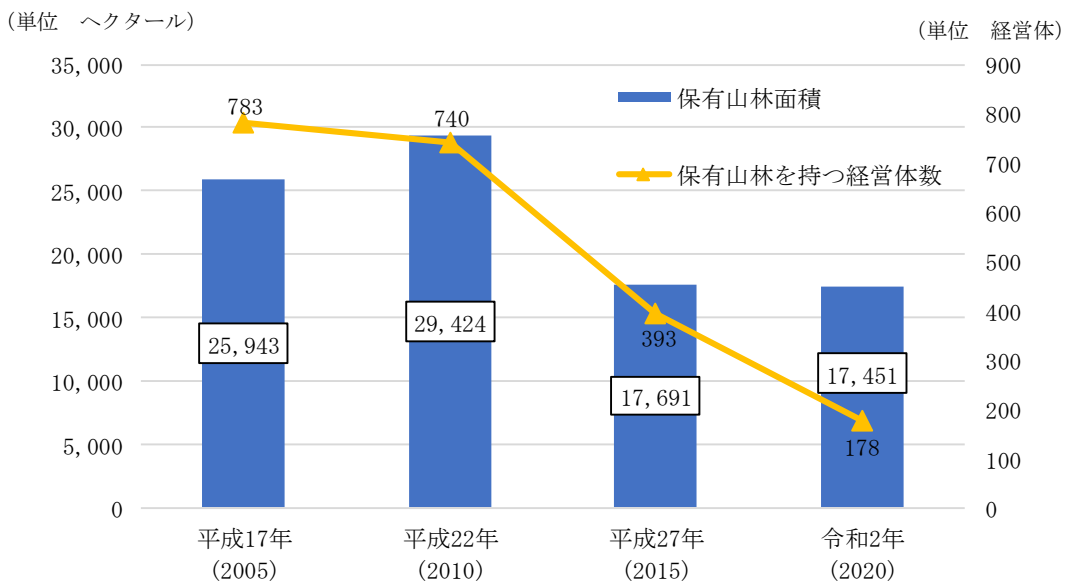
年次	総数	保有山林なし	3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～20ha未満	20～50ha未満	50ha以上
平成17(2005)年	786	3	4	185	213	153	134	94
22(2010)年	743	3	6	171	199	128	135	101
27(2015)年	397	4	6	58	84	80	93	72
令和2(2020)年	180	2	1	19	40	36	39	43

表-8 保有山林面積の推移

(単位 経営体数=経営体, 面積=ha)

年次	保有山林を持つ経営体数	保有山林面積	1林業経営体当たりの保有山林面積
平成17(2005)年	783	25,943	33.1
22(2010)年	740	29,424	39.8
27(2015)年	393	17,691	45.0
令和2(2020)年	178	17,451	98.0

図-4 保有山林面積の推移



5 用語の解説

・農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

・露地野菜作付面積	: 15 a(アール)
・施設野菜栽培面積	: 350 m ² (平方メートル)
・果樹栽培面積	: 10 a(アール)
・露地花き栽培面積	: 10 a(アール)
・施設花き栽培面積	: 250 m ² (平方メートル)
・搾乳牛飼養頭数	: 1 頭
・肥育牛飼養頭数	: 1 頭
・豚飼養頭数	: 15 頭
・採卵鶏飼養羽数	: 150 羽
・ブロイラー年間出荷羽数	: 1,000 羽
・その他	: 調査期日前 1 年間に於ける農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く）を行うことができる山林（以下「保有山林」という）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る）

・農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

・林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

・個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

・団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

・法人経営体

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

・農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10a(アール)以上の農業を行う世帯又は調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 15 万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

・販売農家

経営耕地面積が 30a(アール)以上又は調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

・自給的農家

経営耕地面積が 30a(アール)未満で、かつ、調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

・経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

《 経営耕地の取り扱い方 》

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、官公有地内等で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

《 耕地の取り扱い方 》

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
なお、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした。（刈敷程度は肥培管理とみなさない）

・保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。